

安全の手引き

在レオン日本国総領事館
2022年2月

目次	
I はじめに	3
II 治安情勢	4
1 一般犯罪	
2 薬物情勢	
3 犯罪カルテル組織情勢	
4 テロ・ゲリラ情勢	
III 防犯の手引き	5
1 当地生活を安全に過ごすための注意事項	5
(1) 安全のための3原則	
(2) 当地治安当局	
(3) 具体的注意事項	
(4) 主な邦人(企業)被害事例及びその対策	
2 誘拐対策	12
(1) 職場の安全対策	
(2) 通勤経路の安全対策	
(3) 日常生活における安全対策	
3 メキシコ国内法の遵守	13
(1) 出入国管理法令等の遵守	
(2) 一般法令、交通法令の遵守	
(3) 子の居所の移動	
4 緊急時主要連絡先	14
IV 緊急事態マニュアル	15
1 平素の心構え・準備	15
(1) 連絡体制の整備	
(2) 一時避難場所及び緊急連絡先	
(3) 緊急事態における携行品等非常用物資の準備	
2 緊急時の行動	16
(1) 心構え	
(2) 情勢の把握	
(3) 総領事館への通報等	
(4) 国外への避難	
3 緊急事態に備えてのチェック・リスト	17
(1) 旅券・身分証明書等	
(2) 現金・クレジットカード・貴金属等	
(3) 自動車の整備	
(4) その他の準備品	
V 結び	18

I はじめに

メキシコは、政治的には比較的安定していますが、治安面に関しては良い状態とはいえません。中南米地域の麻薬やマリファナ等の輸出地点と言われているメキシコには違法薬物を取り扱う犯罪カルテル組織が多数活動しており、それら組織同士の利権や活動エリア拡大等を争う抗争が特定地域で発生しております。これらが同国の治安を不安定にしている要因の一つであるとも報道されており、在レオン総領事館の管轄地区である6州（アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、ハリスコ州、サンルイスポトシ州、サカテカス州）でも、それら犯罪カルテル組織の活動は確認されております。また、特にグアナファト州に関しては、敵対する組織同士の抗争が激化し、メキシコ国内でも故意殺人事件の発生件数が32州中1位となっておりますので、決して治安は安定しているとは言えない状況が継続しています。

当館の管轄する6州には日系企業が600社以上進出している関係から、在留届出ベースで、在留邦人が5,500人以上在住し、且つ観光地も多数点在していることから、邦人が巻き込まれる犯罪被害も発生しております。当館に届出のあったものだけで、2018年55件（全国126件）、2019年68件（全国115件）、2020年33件（全国55件）、2021年は18件（全国35件）であり、2020年から減少傾向ではありますが、これはコロナ渦における各種制限が主な要因と考えられます。各州や各市の治安状況も年毎変化していきませんが、比較的安全とされていた観光地でも一般犯罪が全国水準よりも高い数値にあるため注意が必要です。

こうした情勢を踏まえ当館は、連邦・地方政府治安当局、メキシコ日本商工会議所やその他日系企業の方々々と情報交換・意見交換に努め、「領事メール」等による情報発信や治安セミナー等の実施により広く皆様方に安全について注意喚起させていただいております。

この活動の一環として、「安全の手引き」を作成、配布しているところですが、この度昨今の情勢を踏まえて改訂いたしました。これはメキシコに在住される邦人の方々や観光地等を訪れる邦人の方々等に対して、その安全対策の指針（参考）となればという願いのもとに編集されたものです。皆様が安全で快適なメキシコ生活を送られることを願っております。

2022年2月
在レオン日本国総領事館

II 治安情勢

1 一般犯罪

当局の発表によるとメキシコ国内の2021年の総犯罪被害届出件数は、約204万件（当館が管轄する6州の合計約43万件）とされ、犯罪発生認知件数で見た場合、統計上は日本（2021年1月～11月：約52万件）を大きく上回る数値となっています。更に同国では、犯罪被害の届出率が低い（国立統計地理情報院の調査によると2021年の犯罪被害のうち93.3%が被害届未提出とされている）ということをお察すれば、実際に発生している犯罪件数は公式統計よりもかなり高い数値で推移していると思われ、実質的な犯罪発生率は日本の数十倍以上であろうと考えられます。

当国で発生している一般犯罪に関しては、窃盗、強盗、傷害、脅迫といった犯罪が多く発生しており、当館の管轄州内においても同様ですが、各州や各市の治安状況や環境（観光地、工業地帯）、人口、人口密集度によっても、犯罪傾向が異なっているため注意が必要です（当館ホームページ「海外安全対策情報」参照）。

特に、邦人が被害となるケースでは、銃器を利用した強盗や車上荒らし被害が多く発生しておりますのでご注意ください（当館ホームページ「邦人被害一覧」参照）。

2 薬物情勢

当国では、ヘロイン、マリファナや覚せい剤が生産されているほか、南米からのコカインやマリファナが米国等へ流入する際の経由地になっているとされています。また、現在、グアナファト州では違法薬物を管理する地元犯罪組織や他州から縄張りを拡大するために入り込んできた麻薬カルテルが州内で覚醒剤（クリスタル）の販売利権を争って抗争が激化し、また、それらを取り締まる治安関係者との銃撃戦も発生しており、故意殺人事件の発生件数が急増しています。国内での違法薬物やマリファナの消費も増えており、バーや裏通りの露店等で違法に取引され、簡単に入手することが可能となっていると言われています。こういった違法薬物に関わるということは犯罪組織とつながるということにもなり、犯罪組織間の抗争で発生している殺人のターゲットにもなりえると共に、日本同様、違法薬物を所持すると、現地治安当局による逮捕にもつながるため、決して手を出さないことです。

3 犯罪カルテル組織情勢

上記の通り、メキシコには違法薬物を管理する麻薬カルテルと言われる犯罪組織が多数存在しており、当館が管轄する6州でも様々な麻薬カルテルや犯罪組織の活動が確認されています。特にグアナファト州には、レオン市で違法薬物の売買を主とする地元犯罪グループの「ラ・ウニオン・レオン」やセラヤ市を拠点に州内を巡っているガソリン配給パイプからガソリンを盗難し、膨大な利益を得ていたとする「サンタ・ロサ・デ・リマ・カルテル（CSRL）（2020年8月にリーダーである通称エル・マロが逮捕されました）」、その他にもこれら犯罪組織と利権争いを繰り返しているハリスコ州を拠点とする麻薬カルテルの「ハリスコ新世代カルテル（CJNG）」等が確認されています。現在これら犯罪組織同士の抗争が激化しており、数名の少年グループやシカリオ（殺し屋）を利用して、敵対にする犯罪組織関係者の殺害や、警察官などの治安当局関係者が殺害される事件も多く、2021年10月にはグアナファト州レオン市内の警察施設（交番）3か所が白昼に同時襲撃される事件（1名死亡）も発生しております。

4 テロ・ゲリラ情勢

当館管轄内で、テロ組織やゲリラ組織の情報はありません。過去においては、当国の反体制組織が、主に政治的メッセージを発出する目的でインフラ設備への攻撃をしたことがありましたが、現在では目立った活動は行っていません。

ただし、一般的なデモ活動に便乗する形で一部無政府主義者が紛れ込み、器物を損壊したり、当局と激しく対立したりすることもあるので、こうした事案に巻き込まれないよう注意する必要があります。

III 防犯の手引き

環境に慣れた日本を離れ、一旦外国に出たからには、世界中どの国においても「自らの安全は自ら守る」という意識が必要です。このことをしっかり認識して、以下の事項を守るよう心がけて下さい。

1 当地生活を安全に過ごすための注意事項

(1) 安全のための3原則

ア 目立たない

「郷に入っては郷に従え」とあるように、メキシコにも日本と違った文化や風習、価値観があるため、日本の風習を決して押しつけず、その地方に溶け込んだ目立たない生活を行うことが重要です。例えば、大きな声を出して携帯電話で話しながら歩行したり、喫茶店やレストラン内でノートPCや電子機器を取り出して作業したり、人の利用率が低い時間帯や場所のATMやコンビニを利用する等、犯人からターゲットとされる目立つ行為は避けてください。

イ 行動を予知されない

通勤、買物、娯楽（特にゴルフ等）、外食等で、曜日や時間、道順をパターン化することは、犯罪者から見ると、容易に犯行計画を立てられることとなります。毎回変更するのは困難ですが、どれか一つ、例えば時間帯だけでも変える等、決して難しいことではないため、実践することが大事です。また住居の出発や帰宅の時間帯は、犯罪者が犯行時間として好む時間帯であるため、まずは周囲を確認する等警戒し、少しでも不審な状況を察知した場合は警察へ通報（911番）し協力を要請することも必要です。

なお、宿泊ホテルの従業員と犯罪者とがつながっていることもあるため、出張者等のホテル滞在中もチェックイン・アウト日、部屋の出入り等は、犯罪者に情報が流れている可能性があります。知らない人からの送迎車両の変更の電話や部屋到着直後の不審な電話等には特に気を付けて下さい。

ウ 用心を怠らない

通り沿いの民家の窓や防犯カメラ等、人の目線が少ない路地や、通行量が少なくなる早朝夜間帯等、犯罪者が最も犯行を行いやすい場所や時間帯に、やむを得なく差し掛かった場合には、通常よりもより警戒心を高めて行動する、又は即座にその場から離れてください。危険な場所や時間帯を察知して避ける等、普段から場面ごとで緊張の度合いを高めることを心がけていれば犯罪に遭遇するリスクは低くなります。しかしながら、生活に慣れてくると、つい油断をして犯罪に遭うケースもありますので、定期的に安全対策を見直し、犯罪被害防止を念頭に行動して下さい。

(2) 当地治安当局

各州には大きく分けて、州全体を管轄する州警察(Policia Estatal)、市内を管轄する市警察(Policia Municipal)、国道の治安や組織犯罪を担当する国家警備隊(Guardia National)が存在するとともに、被

害届を受け付け、それらに基づいて事件の捜査、容疑者の逮捕を執行する検察局 (Ministerio Público) があります。

日本国内の場合「事件発生→被害者より 110 番通報→警察官が到着→警察官が被害者の安全を確保→捜査→容疑者逮捕」の流れですが、メキシコでは一部州を除き被害者が検察局へ被害届を提出しなければ、犯罪が成立せず犯人は逮捕されないのが一般的です。当館の管轄するアグアスカリエンテス州やケレタロ州では、警察官も検察局の役割を果たし、タブレット端末等を通じて事件現場で被害届を受け付け、即座に犯人の捜査・逮捕を行う取り組みを初めており、成果を出していますが、その他の 4 州は未だそのような取り組みはありません。

そのため、同 2 州以外で事件に遭遇した際は、犯人逮捕を望むのであれば、必ず被害届を検察局に提出しなければ犯人は野放し状態となるため注意が必要です。なお、旅券盗難及び紛失による再発行には、この被害届が必要になります。

(3) 具体的注意事項

ア 住居関連

(ア) 住居の選択

- ・警備員による巡回や出入管理の整った 24 時間警備が保たれている居住区を選択する。
- ・新しい居住区では、新住居建設のため、多くの作業員が毎日出入りしている可能性があり、これら作業員が犯罪に手を染めるケースもあるため、ある程度入居が進んでいる居住区を選ぶと共に、住居区出入口から大通に出るまでの経路にも注目する（外灯がなく交通量の少ない道路に面しており、一般住宅に囲まれている等は危険です）。
- ・一戸建てよりアパートの方が望ましい。（防犯上、3 階以上）。
- ・空き巣犯の侵入経路の一つとして、居住区の外周壁や隣接する住居の屋根伝い等があるため、入居決定前に、不安な箇所については、家主に警備強化の改善（外側壁嵩上げ、電気柵、忍び返し等の設置）やホームセキュリティ（月額 1,800 円程度～）の導入も検討する。

(イ) 住居の設備

- ・玄関ドアの鍵は 2 個以上が望ましく、更に広角の覗き窓やドア・チェーンを付ける。
- ・窓には補助錠等、内部から施錠できる簡単なカギも設置する。
- ・木製の玄関ドアであれば、施錠部付近に鉄製のドア枠を設置するなどして強化し、ボール等を差し込まれて破壊されないように強化する。
- ・建物内には、裏口の窓や引き戸からの侵入ケースが多いことから、鉄格子等の設置も検討する。
- ・主寝室のドアには必ず鍵がかかるようにする他、万が一のための通信手段（携帯電話等）を確保しておく。
- ・鍵はコピーしづらいものにする。

(ウ) 外出

- ・短時間の外出でも必ず鍵をかける。
- ・長期外出の際は信頼できる人に定期的な点検を依頼すると共に、部外者や使用人等には絶対にスケジュール等を伝えない。

イ 外出時

(ア) 徒歩での移動

- ・人通りの少ない通りや日が暮れての時間帯の徒歩移動は避ける。
- ・犯罪多発地区に知らずに入り込んでいることがあるため、目的地までは可能な限り交通機関を利用して移動する。
- ・地下鉄や市バス等は窃盗犯が多く発生する場所であるため、移動には可能な限り無線タクシー、配車アプリ（U B E R）、ホテルや空港からの予約制タクシーを利用して目的地まで移動する。
- ・必要がなければ、銀行カードやクレジットカードは持ち歩かない。
- ・見知らぬ人から話しかけられたら注意する。
- ・デモ、事故、騒ぎの発生している場所には絶対に近寄らない。
- ・歩きながらの携帯電話の使用は、ひったくり等の犯罪に遭う確率が高くなるため、利用の際は建物内や敷地内で利用する。

(イ) 車両での移動

- ・保険には必ず加入する。
- ・盗難アラームやハンドル固定装置を装備しておくことが望ましい。
- ・特に高速道路では、ガソリンスタンドがない箇所があるため残量をこまめにチェックし給油する。
- ・時間に余裕をもって行動する。
- ・夜間及び早朝帯は強盗等に遭遇する確率が高くなるため、可能な限り外出は控える。
- ・車間距離は十分に取り、特に信号待ちの際は、いつでも脱出できるよう前方車両との車間を1台分確保しておくとともに、停車中は周囲の様子を観察する。
- ・遠方への移動の際は、治安機関の監視がある高速道路を利用する。
- ・駐車違反や車上荒らしに遭わないためにも、路上駐車はしない。
- ・駐車位置は店舗入口に近い人通りの多い場所や警備員が配置されている場所等を選択する。

(ウ) 交通機関の利用

・タクシー

無線タクシー、空港タクシー等予約制のタクシーを利用し、犯罪被害に遭うリスクが高いと言われる流しのタクシー（リブレ）は利用しない。特に、夜間一人の場合には絶対に利用しない（目的地以外の方向に走行した所で急停止したり、脇道に入った後や、信号停車中に、運転手と共謀した犯人が後部座席に乗りこんで来て金品を奪ったり等の強盗被害に遭うリスクがあるため）。

・配車アプリ（U B E R）

事前に車両や運転手の情報が確認できるため、比較的安全とされています。搭乗前には必ず車両や運転手情報を照らし合わせて利用すること。ただし、通常のタクシーと同じく夜間帯の1人での利用等は犯罪被害に遭う可能性が高いため注意する。

・市営バス

スリや置き引き被害が発生していることから、バック等は体の前で抱える等周囲に気を配る。混雑時の乗降には特に注意する。

・長距離バス

昼間発の一等バスを利用し、乗り合いバスや、夜行長距離バスの利用は避ける（途中停車先での強盗、車内でのスリが多発している）。特に、足元に置いている荷物の中身を座席の下から窃取する

事件が頻発しているので注意する。

・地下鉄

スリが多発していることから利用時は十分に注意する。ラッシュ時や夜間の利用は避ける。

ウ 使用人の利用

・使用人の行動範囲内に現金や貴重品を放置しない。

・基本的に身元調査は困難であるので、会社や知り合いからの紹介等、在留邦人社会で評判の良い者を選定するのが無難である。

・公正に取り扱い、正当な報酬を支払う。

(例：レオン市での目安300ペソ～500ペソ／5～6時間)。

・当地では、時間に忠実な者もいれば、そうでない者もいるため、1回の遅刻等を理由にして解雇すれば恨み等を買われる恐れもあるため、日本の習慣と違い、長い目で信頼関係を築くことが大切である。

・鍵の管理はさせない。使用人を解雇したら、必ず鍵を替えると共に、居住区の入域アプリ等からも解雇した使用人を削除する。

エ 電話対応

・会社や顧客、知り合いの電話番号は全て携帯電話に名前と番号を登録しておく。

・登録以外の電話番号は出ない。登録のない相手からの電話には、SNS等で事前に連絡させる等工夫する。

・応対では先に名乗らず、相手の名前を尋ねる。

・メキシコ国内ではオレオレ詐欺に似た電話による詐欺、恐喝が多発しており不審な電話を受けた場合には、会話内容を理解しようとせず、直ちに電話を切ることが重要である。

オ その他

・当地では、携帯電話を強盗・窃盗されるケースが多々ある。携帯電話本体が紛失した場合のため、緊急連絡先（警察、病院、職場の上司等）の番号は常に別に控えておく。

・使用人や住居の警備員を含め、よく知らない相手に出張日程や家族旅行日程などを知らせない。

・経済的に裕福であることを示す言動、生活態度を慎み、現地に溶け込むことを心がける。特に役職や事業の成功事例等は口外しない。

・アパートの警備員、同階の住人、その他周囲の住人と良好な関係を保ちトラブルを起こさない。

・騒音や住民とのトラブルが生じた際は、必ず警察官を介入させる。

・盗品売買が容易な、携帯電話、パソコン、デジカメ、ビデオカメラ、小型電気製品、ブランド製品、貴金属等の保管場所に注意する。

(4) 主な邦人（企業）被害事例及びその対策 ※発生件数の多い順

バヒオ地域ではそれぞれの州で、邦人や日系企業が巻き込まれる様々な事件や事故が発生しております（当館ホームページ「邦人被害一覧」参照）。特にグアナファト州ではセラヤ市周辺で車両強盗が多発していましたので引き続き注意が必要です。また、強盗には必ず銃器が利用されており、抵抗して死傷する強盗殺人事件が現地では少なからず発生しています。2019年12月末には、早朝出勤時に道路上で発生したメキシコ人同士のトラブルに邦人が関わってしまい、銃で撃たれ重傷を負う事件が発生、2020年2月、7月、12月には、日中、邦人車両の走行中に犯人が運転する車

両から発砲を受ける事件がグアナフアト州やハリスコ州、サンルイスポトシ州で発生しており、内1件では助手席に同乗していたメキシコ人が銃弾を受けて重軽傷を負う事件が発生しており注意が必要です。

また毎年「車上荒らし被害（駐車中の車両から貴重品を窃取する事件）」の発生件数は邦人被害数の約30%を占めており、少しの気の緩みから犯罪被害に逢うケースが増えています。各種犯罪はしっかりと対策を行えば、防ぐことも可能ですので以下対策を参考として下さい。

ア 窃盗 車上荒らし

事例：コンビニエンスストアで買い物をするために店内に入っていた数分間の間に、車の窓ガラスを割られて助手席に置いていたカバンを窃盗された。カバンの中にはパスポート、鍵、パソコン、財布等が入っていた。

対策：車両の窓ガラスを割る、もしくは鍵を破壊して車内の貴重品を盗難する手口が多く、主にコンビニエンスストアやショッピングセンター、レストランの駐車場で日中に発生しています。バックなどに貴重品等が入っていても、犯人から見れば盗難のターゲットであるため、車両の外から見えるところにバック等は置かない。少しの時間でも、必ず貴重品等は携行することとし、大きな荷物は事前にトランク等に収納しておき、現場でトランクは開けないようにして下さい。

イ 強盗 自動車強盗

事例1：信号待ちで停車中、前方車両から銃器を所持した数名の男らが降りてきて、銃口を向けられ、車両から降りるよう指示された。車両の鍵及び、携帯電話、財布等を渡すよう要求された後、車両を奪って去っていった。

事例2：工事規制中の渋滞のため車両を道路右側車線に一時停止したところ、鉄パイプのようなものを持った2人組の男が近寄ってきた。犯人は助手席側窓ガラスを数回激しく叩き、財布と携帯電話機を要求してきたため、それに従い助手席側窓ガラスを少し開けて渡した。その後犯人らは高速道路脇の斜面を下って逃走した。

対策：手口は信号待ちやガソリンスタンドでの給油中、工事渋滞などの一時停止中やショッピングセンター駐車場における車両の乗降時の際に、2～3人の犯人グループが車両に近づき運転手をけん銃や武器で脅して車両や所持金品を強奪するもので、日中問わず発生しています。主に車両ごと強盗されるケースはセラヤ市周辺で、日本人か否かに関わらず多発しており注意が必要です。また、高速道路上等の工事中の渋滞においても、「事例2」同様の事件が発生しております。

車両運転中や給油中も、窓は開けず（給油中の対応は窓を少し開けて対応）、常にバックミラー、サイドミラーで周囲を警戒する癖をつけ、信号待ち等で停止する際は可能な限り前方の車と車間距離を空けて、脱出ルートを確認するとともに、携帯電話を使用しないことや、時計、携帯電話、カバン等の貴重品が車外から見えないようにするなどして注意して下さい。また、車両の乗降時は、周囲を警戒し、エンジンが掛かって複数名が乗車している不審な車両があれば、その場を離れる等の対応をお願いします。犯人グループと一定の距離がある場合で、先に犯人の存在に気づいた場合のみ脱出を心がけ、けん銃を突きつけられた後の脱出行為は、犯人の発砲を招きかねず極めて危険です。その際は自分自身の命を優先し、抵抗せず犯人の指示に従った行動をとって下さい。

ウ 窃盗 空き巣

事例：警備員が24時間出入管理を行っている居住区内の自宅に帰宅したところ、裏庭の窓が開いており、家の中が荒らされていた。数時間後、外部の監視カメラを確認したところ、通報で駆けつけた警察官が内部を検索している途中、屋根伝いに逃げる犯人を確認した。

対策：玄関や裏口のカギは2つ以上取付け、更に広角の覗き窓やドア・チェーンを付ける等、扉を強化するとともに、窓には補助錠等、内部から施錠できるカギも施錠しておく。また、可能であれば家主と相談してホームセキュリティの設置等、警備対策の強化を要望するのも有効です。

なお、空き巣犯も銃器や武器を所持しており、住居内部に潜伏している可能性があることから、空き巣に入られたと気づいた場合は、直ちに住居から退出し、居住区の警備員へ連絡すると共に911通報（警察）を行い警察官立ち会いの下、室内を確認して下さい。

エ 窃盗 置き引き

事例：レストランで食事中、椅子に掛けていた鞆が何者かに窃取された。

対策：メキシコ人に片言の日本語で話しかけられ注意を引かれている数秒の間に荷物を盗まれたり、喫茶店でノートPCを利用してトイレに行っている間に盗まれていた等の被害もあります。荷物は、体の前に置く、席を立つ際は必ず荷物を持ち歩く等片時も目を離さないよう心掛け、席はできる限り泥棒が瞬時に窃盗できる様な外に面したテラス席を避ける等の対策をして下さい。

オ 強盗 店舗・路上強盗

事例1：コンビニの店内で商品を見ていたところ、二人組の男性が店内に押し入り、拳銃を突き付けられ、店員とその場にいた客を脅し金品を強奪された。犯人等は、バイクに乗り逃げ去った。当時外は雨であった。

事例2：ATM利用後、後をつけられ人気の無い場所でナイフを突き付けられ、金品を要求された。

対策：利用率の高い場所や時間帯、警備員が配置されている店舗やATMを選んで利用し、多額の現金を銀行で引き出す際は、警察や銀行のエスコートサービス等の利用も検討して下さい。運悪く強盗に遭遇した場合、犯人は拳銃やナイフ等の武器を所持しているため、自分自身の命を優先し、抵抗せず相手の指示に従って下さい。

カ 脅迫・恐喝 バーチャル誘拐／恐喝

事例1：警官を装って宿泊先ホテルの部屋の固定電話に連絡し、捜査への協力あるいは誘拐犯から狙われていると伝えた後に誘拐犯から電話がかかり、その後は、被害者の携帯電話を利用してマインドコントロール下におき、家族や所属企業に身代金を要求した。

事例2：会社の代表電話に何者から「外に武装させた仲間を数名待機させている。金を振り込まなければ襲って殺す」と言った電話が入り、被害者は電話越しの犯人の言うまま、金を指定口座に振り込んだ。

対策：同手口は、管轄するバヒオ地域内でメキシコ人に対して多く発生しています。スペイン語や英語で会話されるため、邦人であればスペイン語が堪能な者が被害者となることが多いですが、電話の話の内容を理解しようとしてしまい犯人から送られてくる過激な写真等で心をコントロールされる場合もあるため注意が必要です。

基本的には、携帯電話等に登録されている電話番号以外は電話に出ないことが対策となりますが、対応してしまった場合には「治安関係者」や「犯罪組織」を語る者の電話は、覚えが無

い限り、話を最後まで聞かずに切ってしまうことが対策となります。また、バーチャル誘拐では、主に家族が架空誘拐のターゲットとされるため、家族とはスケジュールを共有しておく事も1つの対策です。なお、警察では脅迫や恐喝に利用される電話番号を多数登録しているため、不安を感じる方は掛かってきた電話番号を記録してまずは緊急通報911（脅迫・誘拐専用088）へ相談して下さい。

キ 詐欺 ATMカードすり替え

事例：ATMから現金を引き出した瞬間に、近づいてきた男性より、現在の操作が誤っている旨の説明があり指示に従って操作した。数日後、不明な現金引き出し記録に気づきカードを確認したところ、見覚えのないカードとすり替えられていた。

対策：各銀行によりATM操作が違うため、操作に慣れた銀行のATMを利用し利用時間を短縮するのも有効な対策です。また、利用中に話しかけてくる人物は全て怪しい人物と判断し、すぐに操作を中断してカードを回収、その場を離れるか警備員又は店員へ通報して下さい。

ク 詐欺 振り込み詐欺

事例1：本社の社長と名乗る人物から、財務担当の日本人宛に電話があり（本社の代表番号、社長の声や話口調も似ていた）、「至急指定口座に現金を振り込め」との要請があった。

事例2：財務担当のメキシコ人担当者に対し、主要取引先企業（日本企業）の担当者とな乗る者から連絡があり、支払い銀行口座が変更した旨メールにて連絡が入った。複数回メールで照会をかけた上で、企業間同士で通常発行しているレターも送付されてきたことから信用し、社内手続きを行った上で送金を行った。

対策：「事例1」に関しては全て日本語で対応されており、社内専用の用語を利用したり、社長の口癖や筆跡等をまねる等、手口が巧妙です。いずれの事例も被害金の最終的な振込先が外国口座となっており、国際的な犯罪組織が関わっている可能性もあります。メキシコ治安機関では外国での捜査権限がないため、いったん振り込まれた金額は戻ってくる可能性は低く、同様の詐欺被害に遭わないよう十分に注意して下さい。

特に「緊急」や「至急」「内密」といった単語には気を付け、音声だけではなくビデオ通話機能などを利用し顔を確認したり、同事例などを社員間で共有することも対策となります。

ケ 交通事故 加害事故／衝突事故

事例：出勤のため、片側2車線の道路を走行中、側道から本線に割り込んできた車両をよけようとハンドルを切った瞬間、路面が砂利となっている部分にハンドルを取られてしまい、現場を歩行していたメキシコ人と衝突して死亡させてしまった。

対策：メキシコの道路は、日本の道路と違い、高速道路でさえ整備されていない箇所が多く、路面に亀裂があったり、障害物が残されていたり、野生動物の死骸等が道路上にあったりと道路環境は劣悪な上に、夜間は電灯が無い箇所も多く、亀裂や障害物の上を走行してパンクしてしまう事故等が多発しています。また、大きな幹線道路や高速道路には歩道橋が少なく、道路を横断する人や自転車、野良犬が多くみられ、横断する人との人身事故や、動物をひいてしまい車両が大破する事故も発生しています。運転マナーも劣悪であり、指示器を出さずに車線移動することは通常で、いつ交通事故に遭ってもおかしくない状況でもあることから、運転

は細心の注意を払い、安全運転を心がけて下さい。また、日が暮れると路面も見えにくくなるため、時間に余裕を持って行動することと、可能な限り日が暮れてからの運転は避けることも重要です。万が一、死傷事故を発生させてしまった場合は48時間警察に拘留され、その間に自動車保険の加入の有無や身元の確認等が行われます。基本的に、それらが確認されれば釈放され、被害者との示談となりますが、日本と同様、ひき逃げや飲酒運転での死傷事故を起こした場合、逮捕されます。万が一事故を起こしてしまった場合は、落ち着いて行動して下さい。

コ 交通違反

事例1：側道からスピードを出して大通りに入ったところ、制限速度を超過したとして交通警察官に止められた（罰金約1,200ペソ）。

事例2：路上駐車車両が多かったので、少しの時間だけの駐車と思い、公共駐車場を利用せず路肩に駐車した。車両に戻ってきたところ車両後面の車両ナンバープレートが取られており、フロントガラスには駐車違反の切符が貼ってあった（罰金約3,500ペソ）。

対 策：メキシコでの交通規則は、各市によって異なり、交通罰則金額も市や場所（市内や市外）によっては料金が異なるため、各市のホームページで確認して下さい。レオン市の交通規則は以下 URL で確認できますので参考として下さい。

【参考】レオン市交通規則 <http://leon-mexico.com/hospitalidad/jp/transit>

市内で違反をした際は、警察官によりその場で違反切符が切られ、ナンバープレート又は運転免許書のどちらかを没収されます。その後、違反切符を持って切符に記載されている交通警察所へ行き、罰金を支払えば没収された物が返却されます（罰金料金は切符に記載されているかアプリ等で確認可能）。なお、高速道路上であったり、最近はカード決済が可能なケースもあり、その場合は、その場で罰金を支払えばナンバープレート等を没収されることなく解放されます。

ただし、違反切符無しに法外な料金を要求する違法な警察官もいるため、その場合は「時間、場所、車両番号又は車体番号」を控えて、後日総領事館へ通報して下さい。また、夜間帯は治安機関を装った車両で強盗をはたらくグループもいるため、警察車両の側面のマーク（「POLICIA」又は「Guardia National」）等を確認するまでは停止しないようにして下さい。

2 誘拐対策

誘拐は、私たちが最も注意しなくてはならない犯罪の一つです。メキシコ国内では、組織犯罪として誘拐が横行し、身代金を目的としたビジネスとして定着しており、メキシコ国内の2021年の誘拐届出件数は625件ありました。ただし、誘拐被害の約9割以上が被害届未提出といわれているため、日本とは比較にならないほど誘拐のリスクがあるといえます。

一般的な誘拐のほかに、短時間誘拐（いわゆる特急誘拐）やバーチャル誘拐（仮想誘拐）も多く発生しています。短時間誘拐は、凶器等で脅して被害者を短時間拘束し、所持品を奪い、更にクレジットカード等の1日の利用限度額（当地では一般的に6～7,000ペソ程度）まで現金を引き下ろさせたのちに解放するものです。時には日が変わるまで拘束を継続し、カードが再び利用可能となるまで待ち、現金を引き出せることもあります。バーチャル誘拐は、実際には誘拐行為をしていないにも関わらず家族等に対して「お前の家族を誘拐した。この電話を切ったり警察に通報したりしたら殺す。今すぐ金を指定口座に

振り込め」等電話で脅迫し、現実的に支払可能な金額を振り込ませる手口です。

誘拐は予防が最重要ですので、以下を参考にして下さい。

(1) 職場の安全対策

- ・ 社内での定期的な会議の際、治安問題に関する議題を取り入れ、日頃から安全対策を十分講じましょう。
- ・ 治安関係のコンサルタント会社と契約を結んでおくのも一案です。
- ・ 職員、使用人が情報漏洩を条件に犯人に買収されていた例が非常に多いので、身元の確かな者を採用し、逆に解雇する際は、恨みを買わないような手だてを施したうえで解雇しなくてはなりません。その他、社員が金銭問題その他悩みを有していないか、コミュニケーションを密にして、常に監督を怠らないことも肝要です。

(2) 通勤経路の安全対策

- ・ 誘拐犯は事前にターゲットの行動パターンを確認しています。日頃から、周辺で変わったことがないかに気づく努力を行うことが必要です。
- ・ 自宅及び職場周辺が最も狙われやすいポイントなので、不審な人物や車両の有無をチェックする習慣をつける努力をして下さい。
- ・ 複数の経路、時間帯を用意し適宜変更して下さい。

(3) 日常生活における安全対策

- ・ 犯人が、電気会社や電話会社等の社員を装って訪問してくる場合もあります。依頼していないのにも関わらず、そうした来訪者が来た場合は、すぐに扉を開けず、不審な点があれば絶対に中に入れないようにして下さい。
- ・ 買い物やレストランでの食事、ゴルフ等と同じ曜日の同じ時間帯に行くことはなるべく避け、常に「不規則行動」を心がけて下さい。
- ・ 子どもの学校行事、取引銀行、家賃の額、よく行くレストランや飲食店、美容院等、誘拐犯の参考となり得るような情報を安易に口外したり、SNS等に掲載することも避けて下さい。

(4) 見通しの悪い道路や、人里離れた場所、道路は避けることが必要です。特に市の周辺あるいは州と州の州境は取り締まりも手薄になりやすく、犯罪多発地域である場合もありますので注意して下さい。

3 メキシコ国内法の遵守

自らの行為がメキシコの法令に触れ、当局に身柄拘束されることがないように、以下の点にも注意して下さい。

(1) 出入国管理法令等の遵守

外国における合法的な滞在は、有効な旅券の下に許可されています。日本国旅券が失効することのないよう注意して下さい。

当地の滞在許可である Residente Temporal 等の有効期間の更新を忘れず、資格外活動を行わないようにして下さい。更にメキシコでは18歳未満の未成年者が単独あるいは第三者に伴われてメキシコから出国する場合は、国家移住庁 (INM) 等において親権者あるいは後見人の認定手続きを経て、その旅行を許可する旨の書類を旅券とともに提示する必要がありますので留意が必要です。また、現在では入

国時のビザの種類をメキシコ国内で変更することが出来ません。学生ビザで入国し、当地で学校卒業後に就職する場合や、観光ビザで入国し、その後就職等のビザへ変更する場合等は、一旦メキシコを出国し、メキシコ大使館へ再度申請し直す必要があるので注意が必要です。ただし、一部例外もあるので、詳細は在京メキシコ大使館ホームページを参照してください。

なお、当地に陸路で入国する際には、自主的に移民局で入国手続きをする必要があります。そのまま滞在すると、入国の確認が取れず不法滞在となり、強制送還の可能性もあるため、十分注意してください（同理由により邦人が当局に身柄を拘束される事例が年に数件発生しています）。

(2) 一般法令、交通法令の遵守

日本における違法行為は、当地でもほとんどが違法行為に該当します。「今は海外にいるから」などという安直な考えは避け、当地の法令を遵守してください。事件によっては、当地で裁かれることがなくても、日本の法令の国外犯に該当する場合があります。

また、医薬品の持ち込みに関して、邦人が逮捕・拘束された事例も発生しているため、市販薬であっても携帯に関する注意が必要です。日本の市販薬の中には、メキシコ国内法で禁止されている成分が含まれているものもありますので不要なトラブルを避けるためには、詳細な法規制について在京メキシコ大使館へ照会・確認することがより安全な方法です。

(3) 子の居所の移動

メキシコは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締約国です。同条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子供を元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還させるための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です（2020年10月現在、日本を含めた101か国が締約国）。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となります。

更に、こどもの連れ去りは、メキシコ国内では処罰の対象となる場合があります。現在まで、邦人がこのような事案で当局により処罰の対象とされた例は確認されていませんが、実際に他の外国人に逮捕令状が出され、執行された例はあります。

4 緊急時主要連絡先

○メキシコ緊急電話

911（事件・火災・救急車）、088（誘拐、恐喝、脅迫）、089（匿名：告発電話）

※グアナファト州に限り911と併用して

ジャパンデスク800-976-7486（日本語・英語対応）

また、各州の警察機関によって携帯アプリもあるため活用して下さい。

例：グアナファト州「911グアナファト」等

○在レオン日本国総領事館

住所：Blvd. Adolfo López Mateos 1717, piso 9, Colonia Los Gavilanes, León, C.P. 37270, Guanajuato, México

電話：(477) 343-4900 国外からは(国番号52)(477) 343-4800

FAX : (477) 764-0854 国外からは(国番号52)(477)764-0854

ホームページ : http://www.leon.mxemb-japan-go.jp/itprtop_ja/index.html

開館時間外でもオペレータが対応しますが、お急ぎでない案件の連絡・お問い合わせは、開館時間内(土日祝日等を除く9:15~13:30、15:00~18:30)にお願いします。

○在メキシコ日本国大使館

住所 : Paseo de la Reforma No. 243, Torre Mapfre Piso 9, Alc. Cuauhtemoc, Ciudad de México

電話 : (55) 5211-0028 国外からは(国番号52)(55)5211-0028

FAX : (55) 5207-7743 国外からは(国番号52)(55)5207-7743

ホームページ : http://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

IV 緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア メキシコに3か月以上滞在される在留邦人の方は、在留届を提出して下さい(旅券法上の義務です)。総領事館では、災害発生時等に、これら在留届を元に安否確認を行います。

在留届が提出されていない場合には、安否確認や留守宅への連絡が極めて困難となり、また、転居、帰国の際には領事班まで御一報下さい。

イ 総領事館領事班では、邦人の安全に関する治安等の情報を在留届の登録メールアドレスへ「領事メール」として提供しています。「領事メール」を受け取るには必ず在留届の提出が必要です。

ウ 所属先等に緊急連絡網がある場合は、同連絡網に基づく緊急の連絡を誰から受け、誰に繋ぐのか等、平素から確認しておいてください。

エ 緊急事態はいつ発生するとも限りません。あらかじめ家族間、企業・団体内での緊急連絡方法を決めておいてください。

オ 緊急事態発生の際には、総領事館から領事メール・電話等により必要な連絡を行います。電話回線等が使用できない場合には、NHK海外放送等(NHK海外ラジオ:6105kHz(中米)、放送時間11:00~13:00(日本時間)、2:00~4:00(世界標準時))等が必要な通報を行うことがありますので、FM放送、短波放送が受信可能なラジオを電池とともに準備しておいて下さい。

更に、「メキシコ日本商工会議所バヒオ支局」等の協力を得て、上記在留届等の情報をもとに情報提供や必要な連絡(安否確認等)を行うことがあります。

(2) 一時避難場所及び緊急連絡先

ア 一時避難場所の検討

緊急事態発生時には、騒乱等に巻き込まれる可能性があるため、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近づかないことを心掛けてください。一時的な避難場所について予め複数の場所を選定しておき、ご家族や知人、会社関係者等と共有しておいてください。その場所を常日頃から頭に入れておくと共に、どのような事態に巻き込まれる可能性があるか等のシミュレーションをしておくことが重要です。

イ 緊急避難先

総領事館からは、緊急事態発生時の状況に応じて、緊急時避難先への集結をお願いすることがあります。総領事館が指定する緊急時避難先には以下が考えられますので、同避難先の位置を確認し、そこに至るいくつかのルートを想定しておいて下さい。

○在レオン日本国総領事館

Blvd. Adolfo López Mateos 1717, piso 9, Colonia Los Gavilanes, León, Guanajuato

電話 (477) 343-4800

(3) 緊急事態における携行品等非常用物資の準備

ア 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管しておいて下さい。

イ 緊急時には、一定期間自宅での待機を勧告することもありますので、非常用食料、水、医薬品、燃料等を最低限3日分程度準備しておいて下さい。

ウ 備蓄食の必要量は、食数×1人あたりの必要量×日数とし、1食あたり500～600kcalを目安とします。

エ 水は、1人1日最低1.5L、食事が摂取できないときは3Lが目安です。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、総領事館は、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、各団体の緊急連絡網、メール等を通じ随時連絡します。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理による騒乱等に巻き込まれたりすることのないように注意して下さい。

(2) 情勢の把握

ア 電話回線が不通となる事態も想定されますので、FM放送、短波放送が受信できるようにして下さい。

イ 各自でも、現地、海外放送、衛星放送テレビ、インターネット等、または近隣の住民等から必要な情報を収集してください。

(3) 総領事館への通報等

ア 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時、総領事館に通報して下さい。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。

イ 自身、家族、他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んでいる場合、又はその恐れがある場合は、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に通報して下さい。

ウ 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。

総領事館からは、在留邦人の方々に種々のお手伝いをお願いすることもあります。その際には、ご協力をお願いします。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し、各自又は会社・団体等の判断、あるいは総領事館の勧告等により、自発的に帰国、あるいは第三国へ退避する場合、その旨を総領事館へ連絡して下さい。帰国・退避前の連絡が困難である場合は、帰国後、なるべく速やかに外務省領事局海外邦人安全課(+81-3-5501-81

60) 等へ通報するよう努めて下さい。

イ 総領事館から「退避勧告」が出された場合は、一般商業便が運航している間に、可能な限り早急に国外へ退避して下さい。

ウ 事態が切迫し、総領事館より退避又は避難のための集結の勧告を受けた場合は、指定された緊急避難先に集結して下さい。その際、当面の間、同避難場所で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば前記非常用物資を持参するようお願いいたします。

他方、緊急時には、自身及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にさせていただきようお願いします。

3 緊急事態に備えてのチェック・リスト

(1) 旅券・身分証明書等

旅券の「所持人記載欄」は、漏れなく記載してください。

また、余白に血液型を記入しておいて下さい。

FMN I (旧FM3)、FMN (旧FM2)、FMM (入国カード)、その他の査証、運転免許証等は、いつでも持ち出せるように保管しておいて下さい。

(2) 現金・クレジットカード・貴金属等

これら貴重品も、旅券・身分証明書等と同様に、非常時にはすぐに持ち出せるよう保管しておいて下さい。

(3) 自動車の整備

ア 自動車は、常時整備し、燃料は十分入れておいて下さい。

イ 車内には懐中電灯、地図を備えて下さい。

ウ 自動車をお持ちでない方は、近くに住む自動車を持っている方と、非常時には同乗できるよう平素から相談しておいて下さい。

(4) その他の準備品

ア 衣類・着替え

イ 履物 (行動しやすく、靴底の厚いもの)

ウ 洗面道具、タオル等

エ 非常用食料

オ 医薬品

カ ラジオ

キ 携帯電話 (平素からバッテリーの充電に心掛ける)

ク 懐中電灯、予備電池、ライター、マッチ、ろうそく、ナイフ、缶切り、簡単な炊事用具、ヘルメット、筆記具、トイレットペーパー等。

V 結び

在レオン日本国総領事館としては、在留邦人の皆様とは常日頃から情報交換を密にしたいと考えております。ご質問・ご意見などありましたら、お気軽に在レオン日本国総領事館の領事班までご連絡下さい。

在レオン日本国総領事館 領事班

電 話 (477) 343-4800

FAX (477) 764-0854

Eメール rhyojibu@lo.mofa.go.jp

ホームページ http://www.leon.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html